

議案第 1 1 号

印西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
印西市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

印西市長 板 倉 正 直

印西市手数料条例の一部を改正する条例

印西市手数料条例（昭和 5 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 3 3 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表 3 5 の項とし、同表 3 2 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表 3 4 の項とし、同表 3 1 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表 3 3 の項とし、同表 3 0 の項中「2 8 の項」を「3 0 の項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表 3 2 の項とし、同表 2 9 の項中「2 8 の項」を「3 0 の項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表 3 1 の項とし、同表 2 8 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表 3 0 の項とし、同表 2 7 の項を同表 2 9 の項とし、同表 2 6 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表 2 8 の項とし、同表 2 0 の項から同表 2 5 の項を 2 項ずつ繰り下げ、同表 1 9 の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|----|------|-------------------------|-----|--------|
| 20 | 敷地と道 | 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 | 1 件 | 27,000 |
|----|------|-------------------------|-----|--------|

| | | | | |
|----|---|--|--------|----------|
| | 路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請 | 号) 第 137 条の 12 第 6 項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査 | につき | 円 |
| 21 | 道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請 | 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 7 項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査 | 1 件につき | 27,000 円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の印西市手数料条例別表第 3 の 28 の項及び 30 の項から 35 の項までの規定は、この条例の施行の日以後に受理する当該各項に掲げる申請について適用し、同日前に受理する当該各項に掲げる申請につ

いては、なお従前の例による。